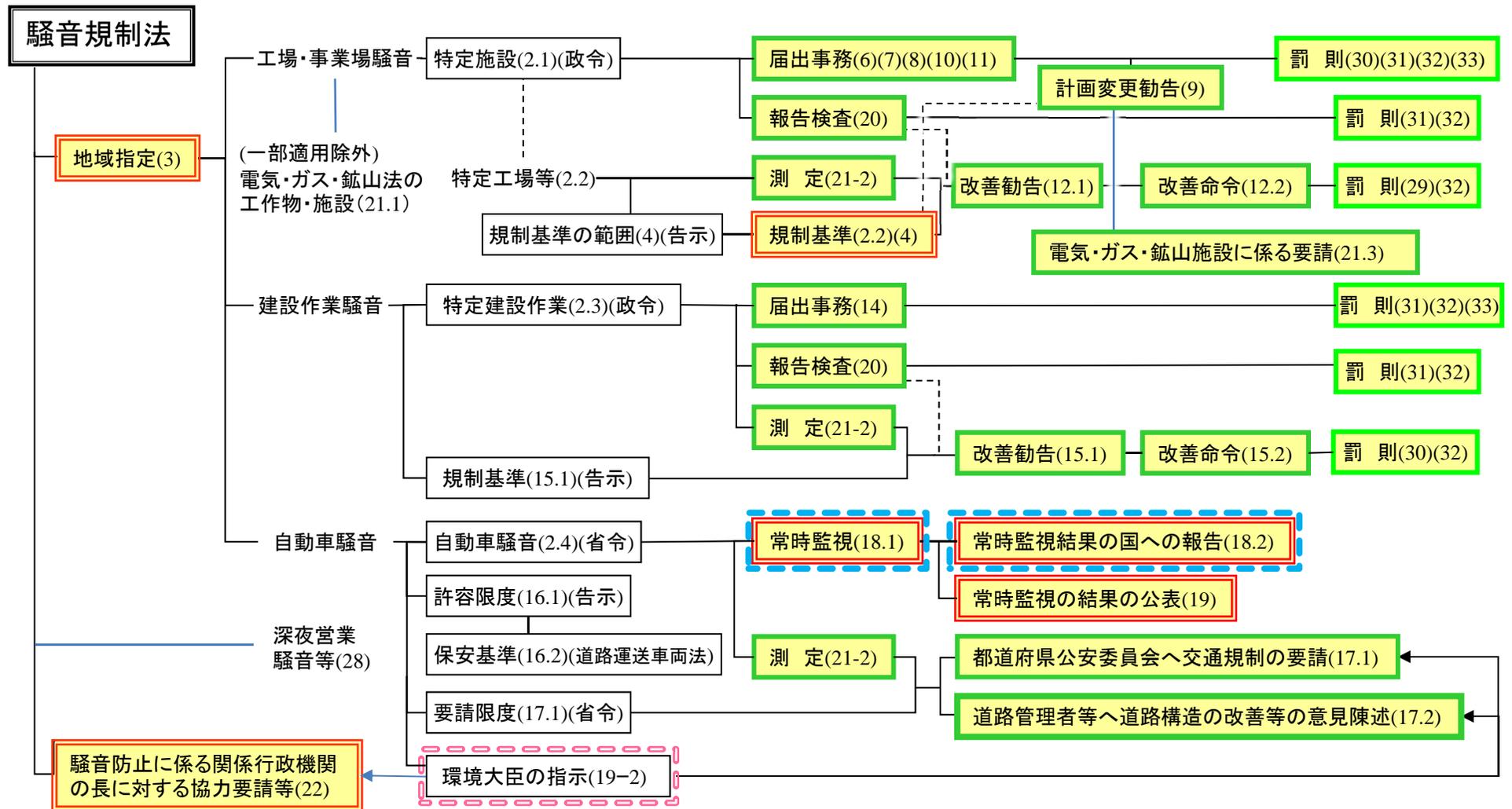


騒音規制法の体系



- : 国が行う事務
- : 都道府県、市が行う事務
- : 市町村が行う事務

- (注) 1. 図にあげた項目以外に、国の援助(23)、研究の推進等(24)、町村による事務の処理(25)、条例との関係(27)等について定めてある。
 2. 図中の()内は条文。例えば(2.1)は法第二条第一項を示す。
 3. 図中の は法定受託事務。 は国が関与する事務。